



## 5月25日、「集団的自衛権と憲法9条」講演会開く

フェリス女学院大学教授、常岡せつ子先生を講師に、講演のつどいを開催しました。会場ほぼいっぱいの37名の方が参加され、講演のあと質疑応答も活発に行われました。講演録を送付します。講演の感想を紹介します。



東戸塚地区センターにて開催



常岡せつ子先生の講演

### 講演の感想

憲法とは何か？ ということを変えて考えることができ、とてもよかったです。

憲法とはイデオロギーの問題ではなく、本来守るべきものという旨をこれからもしっかりと思いつけ周囲に広げていきたいと感じました。

集団自衛権についても少しわかりました。テレビで石破さんなどがもっともらしく言っていることに、しっかりNOと言える確信を持ちました。とても有意義な時間をいただき常岡先生有難うございました。



自衛隊のある現実を“解釈改憲”で容認してきたのが現実で「集団自衛権」は最後の線を超えさせようとするものだが、右翼原理主義の安倍グループの危険性を国民に広く認識してもらうことが必要だと感じた。

「9条にノーベル賞を」の運動はその有力な手段だ。(中北)

●各理論的根拠、系統だってわかりやすかったです。(自分の言葉になるには難しい内容です。)

もう少しエピソードなどがあるとよかったです。(中島)

●集団的自衛権について、現在の時点でどのようなことが問題になっているのかよく分った。マスメディアの報じることはこんなに詳しくないし、詳しく書いてあっても読むのが面倒と素通りしてしまっていたから・・・。(鈴木)

## 福島原発事故被災地視察報告会

### ・被災者の今・被災地の現状

7月12日(土) 14:00~16:00

戸塚地区センター会議室A

東日本大震災・福島第一原発事故から3年が過ぎましたが、現状はどうなっているのでしょうか？

- ・浪江町現地視察の報告
- ・帰宅困難区域の今
- ・「福島原発かながわ訴訟」を支援する会から、神奈川県に避難している被害者の思いなどを報告して頂きます。ご参加ください。

主催 原発をなくす戸塚区民の会

### 東戸塚9条の会 勉強会

7月12日(土) 午前10時~12時

東戸塚地区センターにて

テーマ 集団的自衛権について

9の日宣伝は 7月9日(水) 午後6時から

◎私は自分の目で悲惨な戦争を目撃した最後の世代、父は戦死、祖父は横浜大空襲で焼死。「戦争は絶対・イヤだ」と思っていたので憲法九条は大賛成でした。

その九条が実質破棄されるような危機が来るとは考えていなかった。昨年の11月以来、いろいろなデモに参加している。「九条を守る」これを最大の目標にしてガンバリたい。(鈴木)

●これまでいろいろな所で言われてきたことがよく整理されていて分かりやすかった。物分りの悪い、もしくは、正当な意見に耳を貸さない連中には困ったものだ。

このような状況をいかに打開していくのか・・・。



○自民党の改憲案の大前提が「現憲法は、今の時代の変化にあわなくなった」というものだが「合わなくなった」のではなく、「憲法の通りにやって来なかった」ためと考えるべきだ。

憲法には「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して・・・」とあるが、その観点から外交に力を入れるべきである。それをしないで「時代」や「状況」が変わったというのは誤っている。

○現日本国憲法を自民党は「押しつけられた憲法」といっているが、国民の圧倒的な支持で作られたのであり「押しつけられた」は当たらない。逆に解釈改憲の方は、占領時代の“警察予備隊”創設、以来、砂川問題での司法への介入、湾岸戦争、イラク戦争のときの「フラッグ・オン・ザ・フィールド」「ブーツ・オン・ザ・グラウンド」のように押しつけられたものである。(T・S)

## 秘密監視機関「情報監視審査会」12月発足＝改正国会法が成立



特定秘密保護法の運用を監視する「情報監視審査会」を国会に設置する改正国会法が20日夜の参院本会議で、わずか7時間で強行可決されました。

同審査会は12月の特定秘密保護法の施行と同時に発足。運用に問題があると判断すれば政府に改善を勧告できるが、強制力は持たない。

本法案の問題点 一暗黒国会に??

**第一に**、昨年末、広範な国民の反対を押し切って安倍政権が成立した秘密保護法を前提に、その規定に従い、国会の委員会や国会議員が秘密を漏らさない厳格な仕組みをつくり国会を政府の秘密保全体制に組み込もうとするものです。

**第二に**、情報監視審査会はわずか8人の秘密会で、委員もメモさえとれず会議録も許可なく閲覧できません。国民には永久に公表されません。例えば時の政府が、国の存立が脅かされる恐れがあると判断して海外で武力を行使しようとした際、その根拠となった情報の提出を国会が求めても審査会が提出は求めないと決めれば、国政調査権は阻まれません。

**第三に**、秘密の開示を決めた議員は、その内容を

上げれば懲罰の対象とされ、除名処分まで受けかねません。これは議会政治の命である議員の発言、討論の権利を議会多数派が恣意(しい)的に奪う暗黒国会にはかなりません。

### 国会の第一の任務は政府を監視すること 国政調査権をも阻む、秘密保全体制

国会は主権者国民を代表する唯一の立法機関、国権の最高機関です。憲法は国会に国政調査権を保障し、公開の原則、議員の発言権保障を明記しています。国会の第一の任務は政府を監視することであり、あらゆる分野で国政調査権を行使し、なかでも安全保障と軍事秘密、その実態を国民に明らかにすることが求められています。

秘密保護法を前提に、政府・行政の行為を国会の上に置いたのでは、国会はその憲法上の役割を果たせません。秘密保護法は、国民の知る権利を侵害し、憲法の基本原則を根底から覆す希代の悪法です。

いまなすべきは、秘密保護法廃止であるということ強く訴えます。以前に送ってあります署名にご記入の上ご返送ください。